

居宅介護支援重要事項説明書

令和8年6月1日現在

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている居宅介護支援事業所について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をして下さい。

1、当事業所の概要

- ① 事業者の名称：合同会社 烏龍舎
- ② 代表者氏名：鎌田 浩介
- ③ 事業所の名称：ホームケアサポートサービス Esola
- ④ 事業者管理者氏名：戸崎 美穂
- ⑤ 所在地：鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字三ツ江 804 番地 1
- ⑥ 介護保険事業者番号：3 1 7 1 4 0 0 9 9 1
- ⑦ 通常のサービスの実施地域：湯梨浜町、倉吉市、北栄町、琴浦町、三朝町
- ⑧ 連絡先 0 8 5 8 - 4 8 - 5 1 7 8 (担当)：戸崎 美穂
- ⑨ 事業所の職員体制：管理者 1 名

管理者は、居宅介護支援事業の利用申し込みに係る対応をします。

従業者の管理及び業務の管理が行われるように総括します。

介護支援専門員 1 名

介護支援専門員は、居宅サービス計画書の作成及び関係機関との連絡、調整を行います。

介護保険の要介護・要支援認定申請、要介護・要支援更新認定申請の代行、認定調査を行います。

⑩ 営業日・営業時間

営 業 日	火曜日～土曜日 ☆夏季休暇 8 月 14 日・8 月 15 日 秋期休暇 2 日間 (10 月) 冬季休暇 12 月 31 日～1 月 3 日
営 業 時 間	8 時 3 0 分 ～ 1 7 時 3 0 分

☆上記の 日・及び夏季休暇、秋季休暇、冬季休暇は休業日ですが電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制となります。

(休業日連絡先) 0 9 0 - 7 5 4 2 - 9 1 8 4

2、居宅介護支援事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

介護等が必要になった場合でも、その利用者が可能な限りご自宅において、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者本人や家族の意思選択に基づき居宅サービスが適切に利用できるよう、居宅サービス計画を作成し、かつ居宅サービスの提供が確保されるように居宅介護支援事業者、その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行う居宅介護支援を目的とします。

(2)運営方針

- ① 居宅介護支援事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ、効率的に提供されるよう配慮して行います。
- ② サービスに当たっては利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供される、居宅サービス等が特定の種類又は居宅サービス事業者に、不当に偏することのないよう、公正中立に行います。利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能です。また当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。
- ③ 障害福祉サービスを利用してきた利用者が介護保険サービスを利用する場合等に、指定居宅介護支援事業者は特定相談支援事業者との連携に努めます。
- ④ 事業の運営に当たっては市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

3、居宅サービス計画作成の申し込みから居宅介護支援サービス提供までの流れについて

① 契約

介護保険被保険者と居宅介護支援事業者が居宅サービス計画を作成することを契約します。

- ② 介護支援専門員がご本人・ご家族と面接を行い、課題分析をし、ご意向をうかがいます。
- ③ 居宅サービス計画の原案を作成し、サービス利用の費用を計算し、ご本人・ご家族の了承を得ます。
- ④ サービス担当者会議による調整を行います。
- ⑤ 居宅サービス計画の最終的な説明と確認を行います。
- ⑥ 居宅サービスの利用が始まります。
- ⑦ 居宅サービス計画の実施状況、利用者・ご家族の意向・満足度・援助目標の達成度など把握し(定期的にご自宅へ伺います)、必要があれば計画の変更等を行います。
- ⑧ 緊急その他やむを得ない場合は、特例として居宅サービスの利用が先に行われることがあります。
- ⑨ 特段の事情がない限り、少なくとも月1回は、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接し、1月に1回、居宅サービス計画の実施状況の結果を記録します。

4、居宅サービス計画に係る利用料金及びその他の料金

(利用料金)

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。

- ① 居宅介護支援費 ※当事業所では、居宅介護支援費（Ⅰ）での利用となります。

- ・居宅介護支援費（ⅰ） 取扱い件数が45件未満の場合

要介護 1、2	10,860 円/月
要介護 3、4、5	14,110 円/月

- ・居宅介護支援費（ⅱ） 取扱い件数が45以上60件未満の場合

要介護 1、2	5,440 円/月
要介護 3、4、5	7,040 円/月

・ 居宅介護支援費（Ⅲ） 取扱い件数が 60 件以上の場合

要介護 1、2	3,260 円/月
要介護 3、4、5	4,220 円/月

②初回加算	3,000 円/月
適切かつ質の高いケアマネジメントを実施するため、初回（新規に居宅サービス計画を作成した場合、2段階以上の要介護状態区分の変更認定を受けた場合） また過去二月以上、当該居宅介護支援事業所において居宅介護支援を提供しておらず、居宅介護支援が算定されていない場合に、当該利用者に対して居宅サービス計画を作成した場合。	

③入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,500 円/月
病院又は診療所に、当該病院又は診療所の職員に対して、入院した当日に当該利用者に係る必要な情報を提供した場合。	

入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,000 円/月
病院又は診療所に、当該病院又は診療所の職員に対して、入院された翌日又は翌々日に当該利用者に係る必要な情報を提供した場合。	

④退院・退所加算（Ⅰ）イ	4,500 円/回
病院又は退所に当たって、病院等の職員から利用者に関する必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により 1 回受けている場合。（入院又は入所期間中につき 1 回を限度。初回加算との同時算定不可。）	

退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6,000 円/回
病院又は退所に当たって、病院等の職員から利用者に関する必要な情報提供をカンファレンスにより 1 回受けている場合。（入院又は入所期間中につき 1 回を限度。初回加算との同時算定不可。）	

退院・退所加算（Ⅱ）イ	6,000 円/回
病院又は退所に当たって、病院等の職員から利用者に関する必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により 2 回受けている場合。（入院又は入所期間中につき 1 回を限度。初回加算との同時算定不可。）	

退院・退所加算（Ⅱ）ロ	7,500 円/回
病院又は退所に当たって、病院等の職員から利用者に関する必要な情報提供を 2 回受けており、うち 1 回以上はカンファレンスによる場合。（入院又は入所期間中につき 1 回を限度。初回加算との同時算定不可。）	

退院・退所加算（Ⅲ）	9,000 円/回
病院又は退所に当たって、病院等の職員から利用者に関する必要な情報提供を 3 回受けており、うち 1 回以上はカンファレンスによる場合。（入院又は入所期間中につき 1 回を限度。初回加算との同時算定不可。）	

⑤通院時情報連携加算	500 円/回
利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等と情報連携を行いその情報を踏まえたケアマネジメントを行った場合（1 月 1 回）	

⑥緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円/回
病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合（月に 2 回を限度）	

⑦ターミナルマネジメント加算	4,000 円/月
【算定要件】 ・在宅で亡くなられた利用者（在宅訪問後 24 時間以内に在宅以外で亡くなられた場合を含む）が対象。 ・24 時間連絡体制がとれる体制を確保し、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備。 ・終末期の医療やケアの方針に関する利用者又はその家族の意向を把握し、同意を得た上で、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅を訪問し、主治医等の助言を得つつ利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施。 ・訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治医等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供。	

⑧特定事業所加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（A）		
特定事業所加算（Ⅰ）	5,190 円/月	質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保やサービス提供に関する定期的な会議を実施しているなど、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（1 ヶ月につき）
特定事業所加算（Ⅱ）	4,210 円/月	
特定事業所加算（Ⅲ）	3,230 円/月	
特定事業所加算（A）	1,140 円/月	

⑨介護職員等処遇改善加算	
基本サービス費等の総単位数（各種加算・減算を含む）に 2.1% を乗じた単位数。	介護職員等の処遇改善に関する計画を作成し、ケアプランデータ連携システムの活用、職員の資質向上、職場環境の改善等、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合

※解約料・交通費
利用者は解約を希望する日の1週間までに解約を申し入れることより、この契約を解除することができます。又解約にかかわる料金は、一切かかりません。交通費は無料です。

5、居宅サービス計画書の契約の開始と終了について

開始…契約書の提出により開始します。

終了…①利用者のご都合で終了する場合：希望する日の1週間前までに解約を申し入れることより、この契約を解除することができます。

②事業所の都合で終了する場合：人員不足などやむを得ない事情により、契約を終了させていただく場合は、1ヶ月間の予告期間において文書で通知すると共に他の居宅介護支援事業所を紹介いたします。

③自動終了：(1) 要介護認定区分が自立（非該当）

(2) 利用者が介護保険施設に入所した場合

(3) 利用者がお亡くなりになった場合

④その他：利用者やご家族等が当該事業所や当該事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより直ちにサービスを終了させていただく場合があります。

6、事故発生時の対応

利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、市町村・当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。但し、事業者が故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

7、秘密保持

① 事業所の介護支援専門員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を第三者に漏らしません。

② またこの守秘義務は契約解約後も同様です。

③ 事業所は、利用者及びご家族の個人情報を用いる場合は、原則として利用者及びご家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において個人情報を用いません。

④ 事業者は、サービス担当者会議等で利用者の情報を用いるときは、文書による利用者の同意を得ます。

⑤ 利用者は、事業所の保有する個人情報について、開示を請求することができます。

8、虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の養護・虐待防止などのために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 戸崎 美穂
-------------	-----------

(2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。

(3) 虐待の防止のための指針を作成します。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9、身体拘束について

事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を作成します。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

10、衛生管理等について

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。

(3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。

(4) 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

11、業務継続計画の策定について

(1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。

(2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。

(3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

12、身分証明書の携行

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

13、サービス提供に関する相談・苦情について

提供した居宅介護支援事業に係る利用者およびその家族からの相談・苦情を受け付けるための窓口を設置します。

【事業者の窓口】 ホームケアサポートサービス Esola	所在地 鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字三ツ江 804 番地 1 電話番号 0858-48-5178 ファックス番号 0858-48-5178
---	--

戸崎 美穂	受付時間 月～土（８：３０～１７：３０）
【湯梨浜町の窓口】 福祉課	所在地 鳥取県東伯郡湯梨浜町久留 19-1 電話番号 0858-35-5379 ファックス番号 0858-35-5376 受付時間 ８時 30 分～17 時 15 分
【倉吉市の窓口】 長寿社会課介護保険係	所在地 鳥取県倉吉市葵町 722 電話番号 0858-22-8111 ファックス番号 0858-22-1087 受付時間 ８時 30 分～17 時 15 分
【北栄町の窓口】 福祉課	所在地 鳥取県 電話番号 0858-37-5850 ファックス番号 0858-37-5339 受付時間 ８時 30 分～17 時 15 分
【琴浦町の窓口】 福祉あんしん課	所在地 鳥取県東伯郡琴浦町徳万 591-2 電話番号 0858-52-1706 ファックス番号 0858-52-1524 受付時間 ８時 30 分～17 時 15 分
【三朝町の窓口】 福祉課	所在地 鳥取県 電話番号 0858-43-1111 ファックス番号 0858-43-0647 受付時間 ８時 30 分～17 時 15 分
【公的団体の窓口】 鳥取県国民健康保険団体連合会	所在地 鳥取県立川町 6 丁目 176 番地 電話番号 0857-20-2100 ファックス番号 0857-29-6115 受付時間 9 時～17 時

1 4、その他

居宅介護支援サービスの提供に当たって、上記内容に定めない項目及び内容に関しては、介護保険及び関係法令を遵守し行うものとします。

1 5、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について

【判定期間】令和 7 年 9 月 1 日 ～ 令和 8 年 2 月 2 8 日

① 前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	1 1. 7 %
通所介護	5 3. 5 %
地域密着型通所介護	3. 9 %
福祉用具貸与	3 0. 9 %

② 前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合

	ヘルパーステーション	ヘルパーステーション	ニチイケアセンター
訪問介護	せいわ	ゆりはま	ゆりはま
	3 0. 8 %	2 3. 1 %	1 5. 4 %

通所介護	共生型デイサービス Gottcha 37.6%	リハビリテーション強化 型デイサービスEsola 33.0%	湯梨浜町社協東郷通所介護事業所 15.1%
地域密着型通所介護	株式会社 フォージオ 100.0%	なし	なし
福祉用具貸与	有限会社 ライフ・エイド 30.1%	株式会社 あさひほーむ 20.4%	株式会社 ハピネライフー光 20.4%

16、重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日 令和 年 月 日

当事業者は、居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて重要事項を説明しました。

(事業者)

住 所 鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字三ツ江 804 番地 1

事業者名 合同会社 烏龍舎

代表者名 代表社員 鎌田 浩介

事業所名 ホームケアサポートサービスEsola

重要事項説明書及び契約書の説明者 担当介護支援専門員 氏名

印

上記の内容の説明を事業者から確かに受けました。

(利用者)

住所

氏名

印

(署名代行者及び立会人)

住所

氏名

印